

## 令和 2 (2020) 年度

### とちぎ地域防災アドバイザー防災士養成講座の御案内



地域防災力の強化を目指し、地域防災の中核的人材となる「とちぎ地域防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を養成する「防災士養成講座」を開催します。

防災士は、“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人です。

- 1 日程 令和 3 (2021) 年 1 月 9 日 (土) ~ 1 0 日 (日)  
(詳細日程はカリキュラム参照)

※ 受講決定後に取り組んでいただく履修確認レポート等の自宅学習期間は、約 2 か月です。  
※ 防災士資格取得試験の不合格者を対象に 3 月 6 日 (土) に再試験を実施予定です。

- 2 会場 栃木県庁東館 4 階講堂 (宇都宮市埴田 1 - 1 - 2 0)

- 3 対象 アドバイザーの役割を理解し、意欲的に防災士資格取得に取り組み、資格取得後は、地域における防災の専門家として、自主防災組織の活動や市町が実施する地域防災対策事業等において活躍できる方。

- 4 申込方法 お住まいの市町にお申し込みください。

- 5 定員 1 0 0 名

- 6 受講者負担金 1 1, 5 0 0 円

内訳 ( 防災士教本 3, 5 0 0 円 防災士資格取得試験受験料 3, 0 0 0 円 )  
( 防災士認証登録料 5, 0 0 0 円 ( 試験合格後負担) )

※講座参加に係る交通費は受講者の負担となります。

- 7 カリキュラム 別表のとおり

- 8 救急救命講習の受講 防災士資格の取得には救急救命講習の受講が必須です。  
未受講の方は、できるだけ講座受講前に受講してください。新型コロナウイルス感染症対策のため、講習が中止となる場合があります。詳細については、主催者へお問い合わせください。

#### ○ 手続の流れ

**早めの受講を!**

**救急救命講習受講**

## ① 防災士養成講座の受講決定

受講決定通知とともに(1)受験申請書、(2)防災士教本代及び受験料の払込用紙を送付します。受け取り次第速やかに、(2)の払込用紙で6,500円を振り込んでください。

振込後に受講をキャンセルした場合、原則として返金できません。

## ② 防災士資格取得試験の受験申込

①(2)の払込の受領証(写し)を貼付した受験申請書を、申込先の市町に持参して提出してください。

引き換えに、防災士教本及び履修確認レポート(問題集及び解答用紙)をお渡しします。

## ③ 自宅学習(試験対策学習、履修確認レポート)

防災士教本をよく読み、履修確認レポート(穴埋め問題方式)と、試験対策のための自宅学習に取り組んでください。

履修確認レポートの解答用紙は、防災士養成講座1日目に、受付で提出していただきます。

## ④ 防災士養成講座受講

講義と演習を通して、防災に関する知識と意義をより深く身につけていただくための講座です。試験対策の講座ではありませんので予め御承知おきください。

履修確認レポートへの取組とこの講座の受講により、⑤の受験資格が得られます。

## ⑤ 防災士資格取得試験受験(再試験含む)

2日目の講座終了後、同会場で日本防災士機構が試験を実施します。3択式の設問が30問出題され、24問以上の正解者が合格となります。再試験は何度でも受験可能です。

## ⑥ 合格後、防災士認証登録申請

試験日から原則15日以内に、日本防災士機構から合否通知が郵送されます。合格通知を受け取った方は、予め配付される払込用紙で認証登録料5,000円を振り込み、この受領証(写し)及び救急救命講習修了証(写し)を添付した認証登録申請書を、申込先の市町に提出してください。

原則として、毎月20日までに市町に提出された申請書は、県を經由して当月末までに日本防災士機構に提出され、翌月末までに認証登録されます。

## ⑦ 防災士認証登録後、アドバイザーの登録

防災士認証通知を受け取ったときは、速やかに市町に報告してください。市町からの報告を受け、県が、アドバイザーに登録します。登録名簿は市町と共有し、県や市町が実施する地域防災対策事業への協力依頼等に活用します。

防災士認証登録申請に有効な救急救命講習修了証(受講証)は、⑥の申請日の5年以内に発行されたもので、発行者が定めた有効期限内のものです。

防災士認証登録申請に有効な修了証をお持ちでない方は・・・

○消防署や日本赤十字社が実施する講習を各自受講してください。受講料が必要な場合があります(受講料は自己負担)。

○講座受講前を目途に受講してください。やむをえず、講座受講後となる場合は、速やかな受講をお願いします。

○所要時間は講習により概ね3～5時間以内です。

### ■■■アドバイザーの役割

アドバイザーは、防災士としての防災に関する知見を活かし、地域における防災の専門家として、次のような活動をしていただきます。

- (1) 自主防災組織等における防災知識の普及や防災訓練の指導など、自主防災組織等の活性化につながる活動
- (2) 市町等からの依頼に基づく、地区防災計画策定の支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
- (3) 積極的な研修参加等による防災に関する更なる知識の習得や技術の向上
- (4) アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり

### ■■■個人情報の取扱いについて

#### (1) 県における取扱い

個人情報の収集、利用、管理について個人情報保護に関する法令及び栃木県個人情報保護条例に基づき適切に行います。本事業を通じて収集した個人情報を、防災士養成講座の実施、アドバイザーの登録・管理及びこれに付随する業務を行うために使用するほか、市町と情報共有します。

#### (2) アドバイザー登録名簿記載事項

- ア 防災士養成講座受講年度及びアドバイザー登録年月日
- イ 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及び性別
- ウ 市町等からの依頼に基づく活動状況等

#### (3) 日本防災士機構における取扱い

防災士の認証等により取得した個人情報については、「個人情報保護方針」「個人情報取扱規程」に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、厳正な管理に務めています。

ただし、国、自治体及び特定非営利活動法人日本防災士会から開示要請があつて、その利用目的が防災士制度の目的に適合すると認めた場合に限り、防災士の個人情報の一部を提供することとしています。

### ■■■防災士認証登録申請に必要な救急救命講習について

防災士資格取得試験に合格しても、必要な救急救命講習を受講していない場合は、防災士認証登録申請ができません。

試験合格後、全員が速やかに防災士資格を取得できるよう、未受講の方は、講座受講前を目途に救急救命講習を受講してください。

#### (1) 有効な救急救命講習修了証

日本防災士機構への防災士認証登録申請時において、5年以内に発行されたもので、発行者が定めた有効期限内のもののみ有効です。

#### (2) 対象となる救急救命講習(詳細は日本防災士機構のホームページを参照ください。)

① 消防本部「普通救命講習Ⅰ又はⅡ」

お住まいの市町を所管する消防本部（消防署）で受講することができます。  
開催日程、申込方法等の詳細は各消防本部に確認してください。  
所要時間は3～4時間程度です。

② 日本赤十字社「救急法基礎講習」（受講料1,500円（自己負担））

開催日程等はホームページで御確認ください。所要時間は約4時間半です。

（参考）NPO法人栃木県防災士会について（2020年4月1日現在会員数 143名）

NPO法人日本防災士会の栃木県支部として設立され、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的として活動しています。

平常時は、地方自治体主催の防災訓練参加や各種研修受講など、知識・技能習得の機会が得られるほか、日常的な会員同士の交流や情報交換が防災士としてのスキルアップにつながっています。また、災害時には、被災地調査や災害支援として現地で活躍する会員も増え、これらの経験を踏まえて、東日本大震災では福島県から那須町に避難した方々の避難所の設営や運営支援を行いました。

## 栃木県庁 所在地マップ



○ 問い合わせ先

講座に関すること：栃木県消防防災課地域防災担当

TEL 028-623-2127

申込に関すること：お住まいの市町の担当課

市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	危機管理課	028-632-2052
足利市	危機管理課	0284-20-2247
栃木市	危機管理課	0282-21-2551
佐野市	危機管理課	0283-20-3056
鹿沼市	危機管理課	0289-63-2158
日光市	総務課	0288-21-5166
小山市	危機管理課	0285-39-6661
真岡市	市民生活課	0285-83-8396
大田原市	危機管理課	0287-23-1115
矢板市	くらし安全環境課	0287-43-1114
那須塩原市	総務課	0287-62-7150
さくら市	総務課	0282-81-1808
那須烏山市	総務課	0287-83-1117
下野市	安全安心課	0285-32-8894
上三川町	総務課	0285-56-9115
益子町	総務課	0285-72-8826
茂木町	総務課	0285-63-5632
市貝町	総務課	0285-68-1111
芳賀町	総務課	028-677-6029
壬生町	総務課	0282-81-1808
野木町	総務課	0280-57-4112
塩谷町	総務課	0287-45-1111
高根沢町	地域安全課	028-675-8110
那須町	総務課	0287-72-6901
那珂川町	総務課	0287-92-1111